（別紙２）

先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金に係る宝くじ広報表示マニュアル

１　宝くじ広報表示の目的

先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金は、サマージャンボ宝くじ（通称：市町村振興宝くじ）の販売収益を原資として、市町村が実施する調査研究事業等に対して助成金を交付します。

しかし、近年は宝くじ販売額の減少が続いており、本助成制度の維持・継続には、安定的な販売収益の確保とともに、発売収益金の有効活用や市町村を通じた地域への還元について、サマージャンボ宝くじの購買者である、住民の理解促進を図ることが極めて重要です。

このため、本助成金の交付を受けて実施する調査研究事業等については、事業実施主体である市町村が、住民への事業周知等にサマージャンボ宝くじの広報宣伝を記載する旨を「先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金交付要綱」第１３条で規定しています。

２　広報表示の例文

申請事業の実施形態等を勘案し、適した例文を使用してください。

【例文１】
この事業はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して実施しています。

【例文２】
この△△（例：パンフレット等）はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して作成しています。

【例文３】
この事業は公益財団法人北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の助成を受けて実施しています。

【例文４】
この△△（例：パンフレット等）は公益財団法人北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の助成を受けて作成しています。

【例文５】
サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに活用されています。

３　宝くじマスコット「クーちゃん」の表示について

上記例文のほか、宝くじマスコット「クーちゃん」を表示してください。

◆　カラーで使用する場合は、上に掲載のカラーを変更しないこと
◆　サイズを変更する場合は、縦横比率を変更しないこと
◆　最小使用サイズは 20mm とすること（印刷物のサイズやレイアウト、成果品の素材等の事情により、物理的・経費的にやむを得ないと判断される場合は、その限りではない。）

パターンＡ

パターンB

※　画像データは助成申請時の様式データ集に添付しています。

５　その他

⑴　助成決定前に実施する事業について

助成決定前に実施する等、やむを得ない事情により、例文１～４の表示を行うことができない場合は、例文５の表示を記載する等の対応をお願いします。

⑵　調査研究成果等への広報表示について

調査研究成果のすべてに広報表示を行う必要はありませんが、調査研究事業等への参加者や住民、観光客等により効果的にＰＲを行うことができるポスターやパンフレット等には、作成時点で必ず広報表示を記載してください。

６　サマージャンボ宝くじ広報表示に係るＱ＆Ａ

Ｑ１：広報表示を行わなかった場合はどうなるのか。
Ａ１：本助成金は、サマージャンボ宝くじの収益金を原資として、市町村が実施する調査研究事業等を対象に交付します。正当な理由がなく、広報表示を行わなかった場合は、継続事業の２年目あるいは次回以降の助成申請に際して、審査・採択の優先度を引き下げ、不採択とすることがあります。
Ｑ２：「サマージャンボ」を略して「宝くじ」だけの表示でもいいのか。
Ａ２：「サマージャンボ宝くじ」と表示してください。
Ｑ３：サマージャンボ宝くじの販売は営利事業ではないのか。営利事業の広報宣伝はできない。
Ａ３：営利事業ではありません。発売収益金は市町村の振興を支援する事業に活用しています。
Ｑ４：他の宝くじ（年末ジャンボ宝くじ等）のＰＲはしなくてもいいのか。
Ａ４：本助成金を活用して事業を実施する場合は、「サマージャンボ宝くじ」のＰＲをお願いします。
Ｑ７：印刷物等の目立たない場所（奥付等）に記載さえしてあれば問題ないのか。
Ａ７：広報表示には該当しないと判断し、上記Ａ１と同様の取扱いをする場合があります。